

令和8年8月（第5回）教育研究評議会議事要旨

日 時 令和8年8月19日（水） 13：30～14：58

場 所 ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を利用

出席者 48／52

欠席者 狩野副理事、實田未来医療創発研究所長、三木教授、
濱田教授・理学部附属牛窓臨海実験所長

○ 前回議事要旨の確認

令和8年7月開催（第4回）の議事要旨について、原案のとおり承認された。

○ 議 事

1 審議事項

（1）学生の懲戒処分について

菅理事から、資料1（画面共有）に基づき、学生の懲戒処分について提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

（2）医学部医学科定員の増員申請について

三村理事及び和田医学部長から、資料2に基づき、医学部医学科定員の増員申請について提案があり、審議の結果、原案のとおり承認され、文部科学省への申請に向けて準備を進めることとなった。

（3）ハラスメント防止対策の強化について

学長の指名により、石田コンプライアンス推進室長から、資料3に基づき、ハラスメント防止対策の強化として、懲戒処分等対象職員への雇用管理上の措置に関する要項及び懲戒処分決定までの緊急措置に関する要項の新設、労働条件通知書への付記事項の追加、構成員への注意喚起並びに懲戒処分等の公表基準の改正を行う旨の説明があった。また、無自覚なハラスメントによる事案の発生防止に向け、教職員への注意喚起ポスターの配付等を通じて、組織全体でハラスメント防止に取り組む必要がある旨の説明があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

（4）諸規則の改正について

三村理事から、資料4に基づき、以下の規則に係る一部改正について、改正理由及び改正内容の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、本件は、9月開催の経営協議会及び役員会において審議することとした。

1 国立大学法人岡山大学職員就業規則

(5) 先端研究基盤刷新事業（EPOCH）の審査結果と今後について

佐藤副理事から、資料5に基づき、本学が申請していた JST「先端研究基盤刷新事業（EPOCH）」について、本学の提案が採択された旨の報告があった。あわせて、本事業は共用拠点形成を目的とする事業であり、J-PEAKS をはじめとするこれまでの取組が評価されたこと、共用拠点の整備に加え、技術職員の一元管理や再配置、データ活用による共用体制の強化等を進める旨の説明があった。

また、本事業に係る追加公募への対応及び関連する学内整備について説明があった。

さらに、総合技術部及び関係組織を再編する新機構の設置に向けた検討状況について報告があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

(6) 寄付講座の内容変更について

佐藤副理事から、資料6に基づき、大学院医歯薬学総合研究科の寄付講座「循環器 D X 学講座」に係る設置期間の短縮及び寄付金額の変更について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(7) 共同研究講座の期間延長等について

佐藤副理事から、資料7に基づき、大学院環境生命自然科学研究科の共同研究講座「糖質・植物生化学講座」に係る設置期間の延長、追加経費の受入れ及び担当教員の変更について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(8) 令和9年度以降の岡山大学大学祭の日程について

菅理事から、資料8に基づき、令和7年度及び令和8年度の大学祭について試行的に4日間で実施することとしており、令和7年度の実施結果では、準備及び後片付けを夜間に行う必要がなくなり安全面が確保されたことから、令和9年度以降の大学祭についても、学生の安全確保の観点から、従来の3日間から4日間に変更することについて提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

2 報告事項

(1) 職員の処分について（陪席制限）

学長から、職員の懲戒処分及び懲戒処分相当を行った旨の報告があった後、塩谷教員懲戒等審査委員会委員長から事案の詳細及び処分の内容について説明があった。続いて、三村理事から、当該審査結果を踏まえた役員会における審議について説明があった。

(2) 国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し等に関するWGによる各法人のヒアリング・意見交換を踏まえた調書等の再提出について

三村理事から、資料9に基づき、第5期中期目標・中期計画の策定に向けて実施さ

れた文部科学省でのヒアリングに係る事後質問への回答案及び当該回答を踏まえて修正した調書について報告があった。あわせて、これらの内容は本学の今後の方向性を整理したものであるが、現時点では未確定の要素を含んでおり、今後も関係部局との意見交換を継続しながら検討を進めていく旨の説明があった。

(3)「研究教授」の称号を付与した1名の教員について

佐藤副理事から、資料10に基づき、認定要件に該当しているものと認めた1名の者に「研究教授」の称号を付与した旨の報告があった。

以 上